

第2章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される

河川管理施設の機能の概要

1. 洪水対策

石川、飛鳥川、大乘川、梅川、千早川、佐備川、宇奈田川、天見川、石見川、加賀田川、原川では、当面の治水目標に従い、表 2.1、図 2.1 に示すように整備対象区間において、河道改修（河道拡幅・河床掘削・堤防嵩上げ等）による洪水対策を実施します。

表 2.1 整備対象区間

河川名	整備対象区間	整備延長
① 石川	玉手橋下流～玉手橋上流 (1.2km～1.4km) 松井井堰～西名阪道上流 (2.0km～2.2km) 河南橋上流～喜志大橋下流 (6.9km～7.2km) 伏見堂橋上流～千代田橋下流 (13.4km～14.2km)	約 1.50km
② 飛鳥川	石川合流点～近鉄南大阪線橋梁 (0.0km～2.9km) 松本橋～春日橋下流 (3.6km～4.5km)	約 3.80km
③ 大乘川	石川合流点～近鉄長野線橋梁下流 (0.0km～1.9km)	約 1.90km
④ 梅川	中之橋下流～大宝橋上流 (2.4km～3.0km) 新梅川橋～寺田橋上流 (3.6km～5.3km) 和田橋～島川橋 (6.4km～7.1km)	約 3.00km
⑤ 千早川	石川合流点～下柳橋下流 (0.0km～2.2km) 上東阪橋下流～千早赤阪村東阪地先 (9.5km～11.3km 局所改修)	約 2.70km
⑥ 佐備川	三中橋～三中橋上流 (1.8km～1.9km) 三中橋上流～本橋下流 (1.9km～4.2km)	約 0.10km 約 2.30km
⑦ 宇奈田川	宇奈田川橋上流 (0.1km～0.2km)	約 0.10km
⑧ 天見川	南海高野線橋梁下流～美加の橋下流 (1.0km～3.8km) 高橋～清瀬橋 (6.2km～7.1km)	約 3.70km
⑨ 石見川	天見川合流点～南大門橋 (0.0km～4.6km)	約 4.60km
⑩ 加賀田川	加賀田橋上流 (0.4km～0.6km) 加賀田橋上流～矢伏橋 (0.6km～1.5km)	約 0.20km 約 0.90km
⑪ 原川	原川橋～小松橋上流 (0.0km～1.8km)	約 1.80km

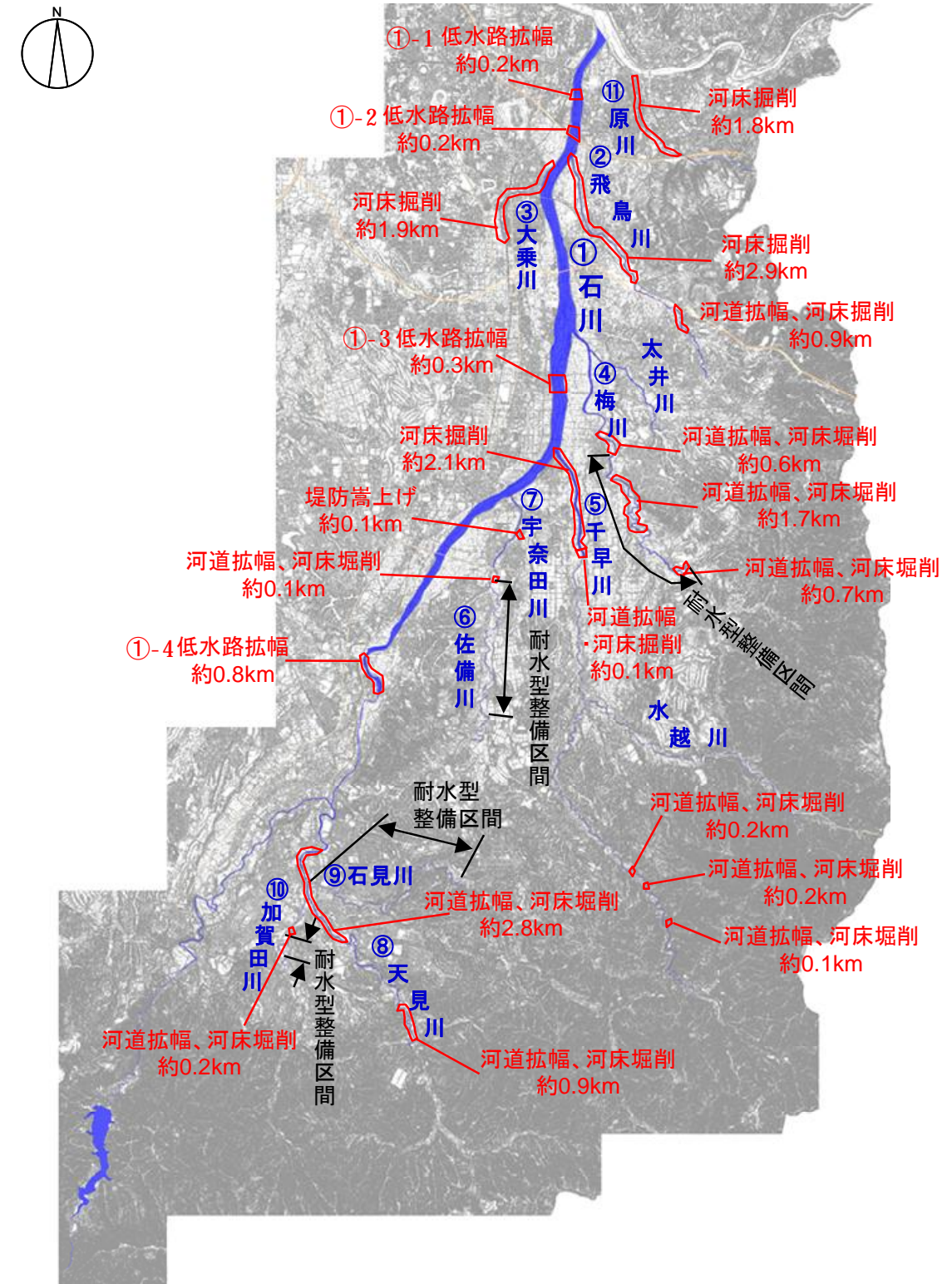


図 2.1 整備対象区間図



(1) 石川

石川では、表 2.2、図 2.2 及び図 2.3 に示すように時間雨量 65 ミリ程度による洪水を対象に整備を実施します。

表 2.2 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
①石川	①-1 玉手橋下流～玉手橋上流 1.2km～1.4Km	河道拡幅（低水路拡幅）により流下能力を確保します。河道改修の際には、河道内の植生や府営石川河川公園の河川空間利用への影響を極力小さくするよう配慮します。河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、周辺環境との調和に配慮し、上下流の水生生物移動の連続性の確保に努めます。
	①-2 松井井堰～西名阪道上流 2.0km～2.2km	
	①-3 河南橋上流～喜志大橋下流 6.9km～7.2km	
	①-4 伏見堂橋上流～千代田橋下流 13.4km～14.2km	

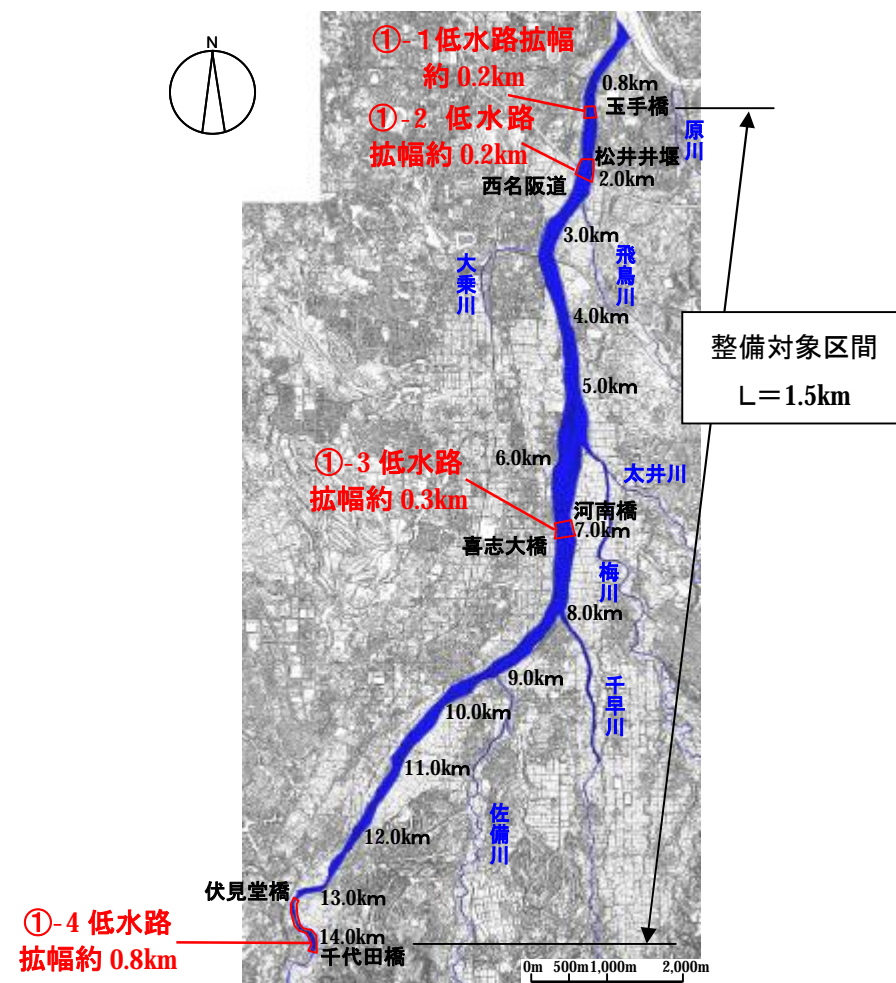


図 2.2 整備対象区間平面図

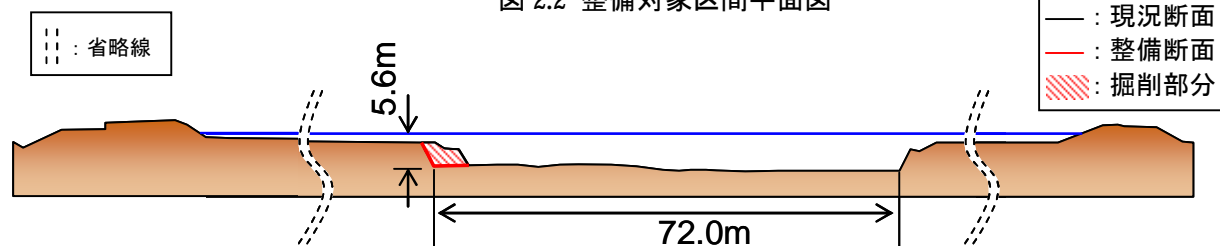


図 2.3 整備断面例（2.16km新石川橋地点付近）

(2) 飛鳥川

飛鳥川では、表 2.3、図 2.4 及び図 2.5 に示すように時間雨量 65 ミリ程度による洪水を対象に整備を実施します。

表 2.3 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
②飛鳥川	石川合流点 ～近鉄南大阪線橋梁 0.0km～2.9km	河道拡幅及び河床掘削により流下能力を確保します。河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、周辺環境との調和に配慮し、上下流の水生生物移動の連続性の確保に努めます。
	松本橋～春日橋下流 3.6km～4.5km	

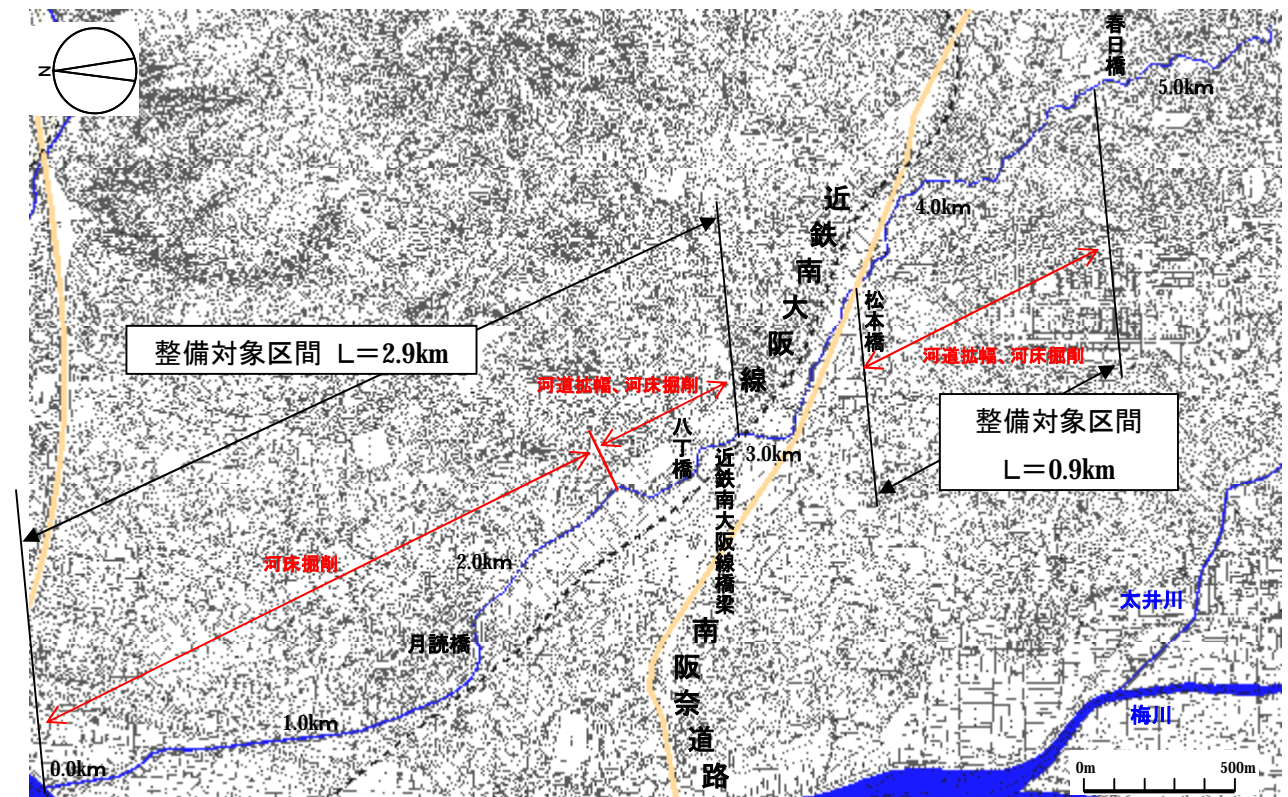
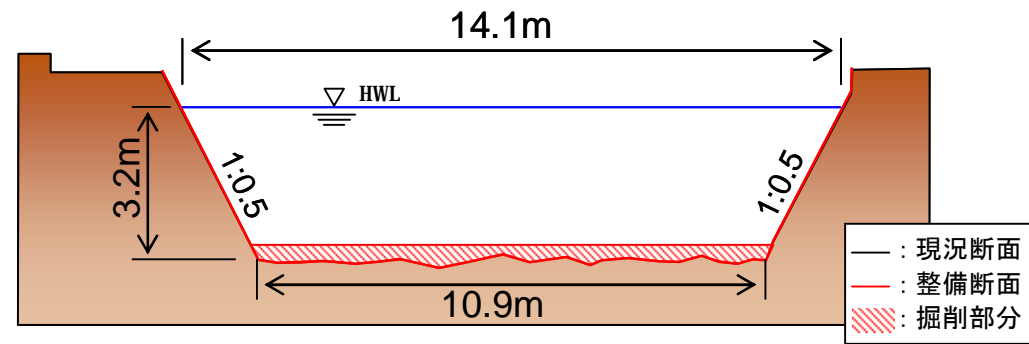
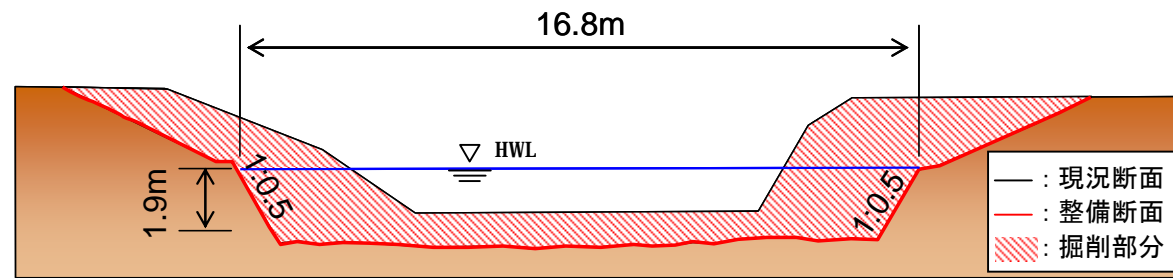


図 2.4 整備対象区間平面図



1.2km 付近 整備断面例



2.6km 付近 整備断面例

図 2.5 整備断面例(2.6km 付近)

(3) 大乘川

大乘川では、表 2.4、図 2.6 及び図-2.7 に示すように時間雨量 50 ミリ程度による洪水を対象に整備を実施します。

表 2.4 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
③大乘川	石川合流点 ～近鉄長野線 橋梁下流 0.0km～1.9km	河床掘削により流下能力を確保し、併せて河川に流入する水路の背水対策を実施します。河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、周辺環境との調和に配慮し、上下流の水生生物移動の連続性の確保に努めます。

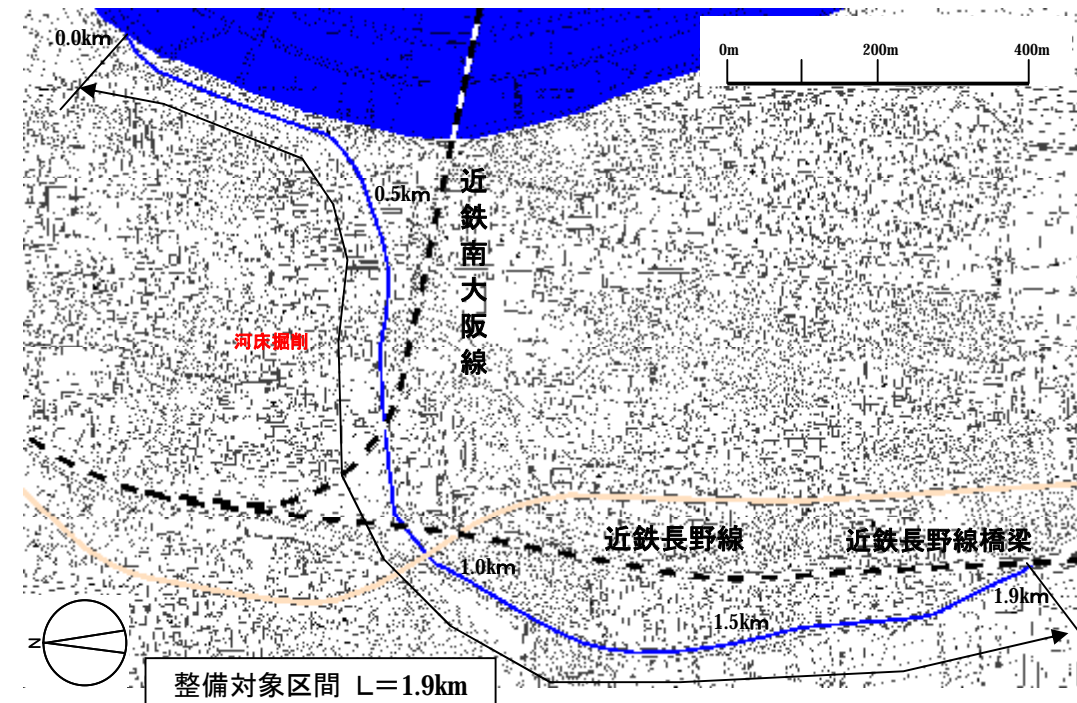


図 2.6 整備対象区間平面図

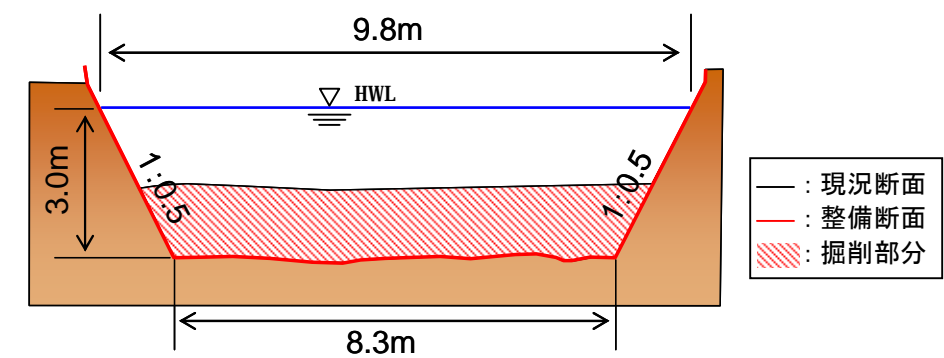


図 2.7 整備断面例(1.6km 付近)



(4) 梅川

梅川では、表2.5、図2.8及び図2.9に示すように時間雨量50ミリ程度による洪水を対象に整備を実施します。

表 2.5 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
④梅川	中之橋下流～大宝橋上流 (2.4km～3.0km)	河道拡幅及び河床掘削により流下能力を確保します。 河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、周辺環境との調和に配慮し、上下流の水生生物移動の連続性の確保に努めます。
	大宝橋上流～島川橋 (3.0km～7.1km) ＜河道改修区間＞	河道拡幅及び河床掘削により流下能力を確保します。また、耐水型整備区間として、流域町と連携し、土地利用誘導および浸水が想定される土地の居住者等に対して洪水氾濫・浸水の危険性を周知し、自主的な避難行動を促す等、ソフト対策に取り組みます。
	新梅川橋～寺田橋上流 (3.6km～5.3km)	なお、河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、周辺環境との調和に配慮し、上下流の水生生物移動の連続性の確保に努めます。なお、河道改修区間については、土砂移動の傾向を確認した後、具体的に設定します。
	和田橋～島川橋 (6.4km～7.1km)	

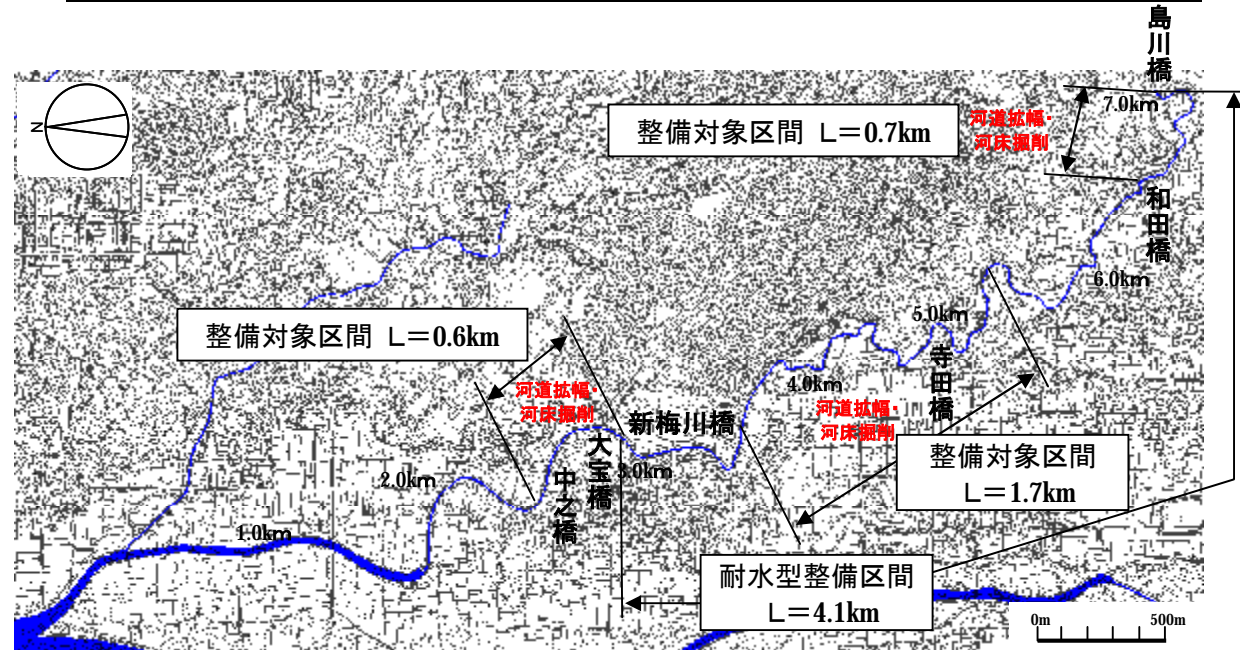
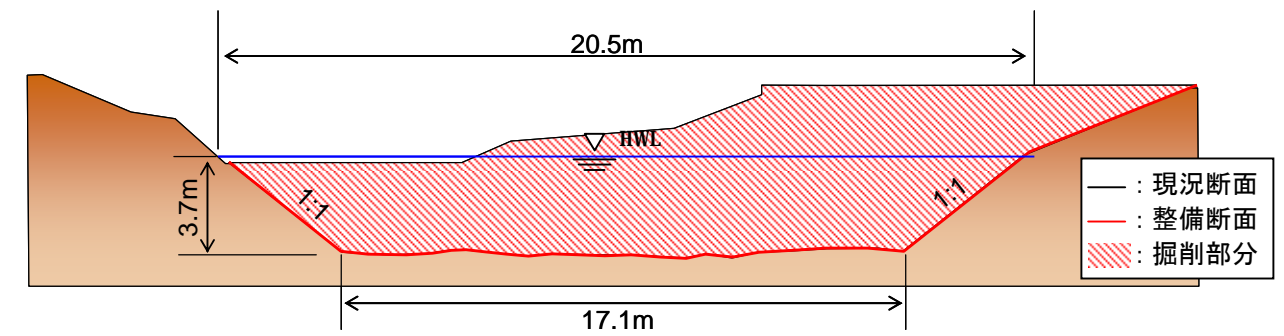
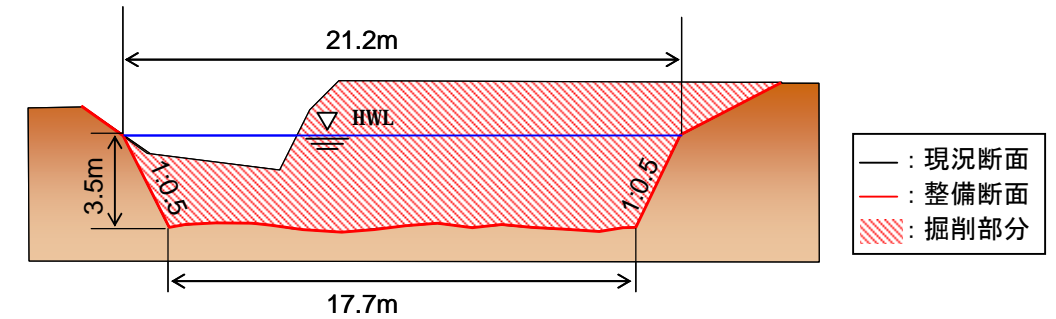


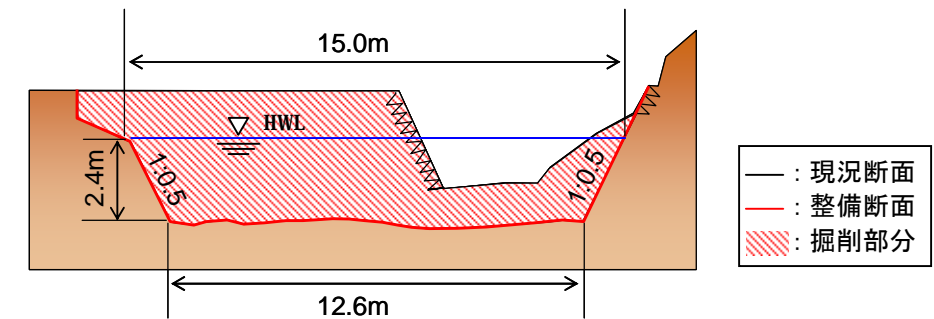
図 2.8 整備対象区間平面図



3.0km 付近 整備断面例



4.3km 付近 整備断面例



6.7km 付近 整備断面例

図 2.9 整備断面例

(5) 千早川

千早川では、表 2.6、図 2.10 及び図 2.11 に示すように時間雨量 80 ミリ程度による洪水を対象に整備を実施します。

表 2.6 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
⑤千早川	石川合流点～下柳橋下流 0.0km～2.2km 上東阪橋下流～千早赤阪村東阪地先 9.5km～11.3km (局所改修)	河道拡幅及び河床掘削により流下能力を確保します。 河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、周辺環境との調和に配慮し、上下流の水生物移動の連続性の確保に努めます。

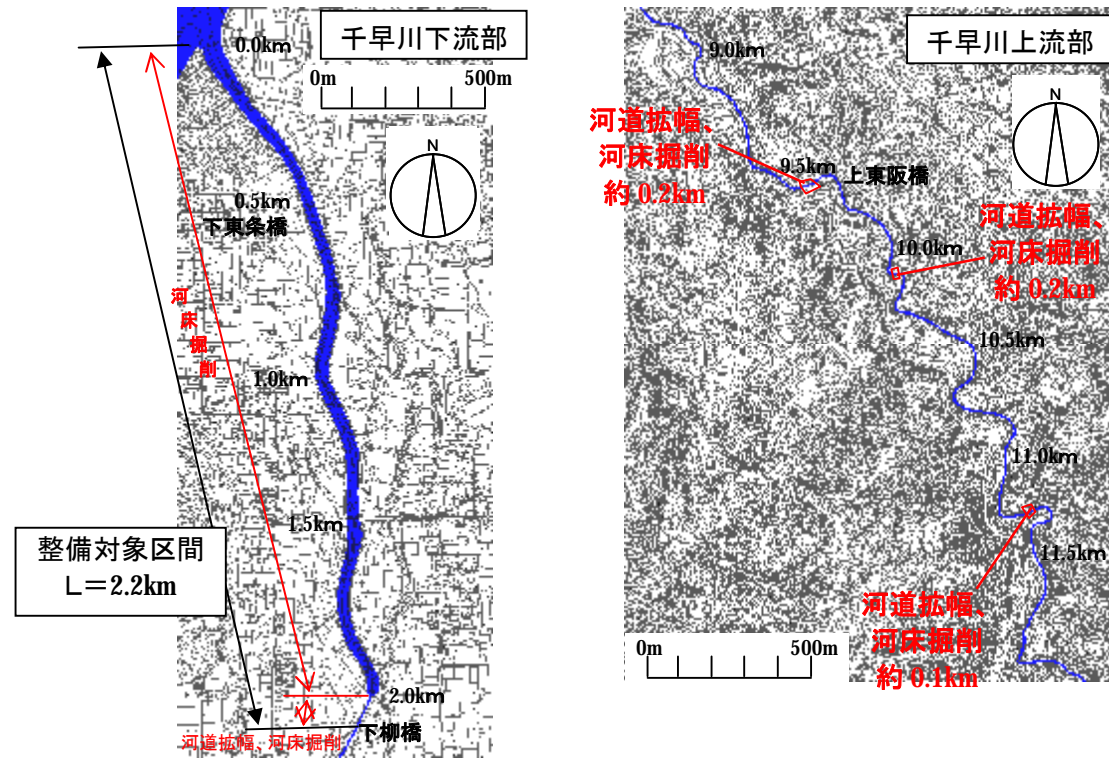


図 2.10 整備対象区間平面図

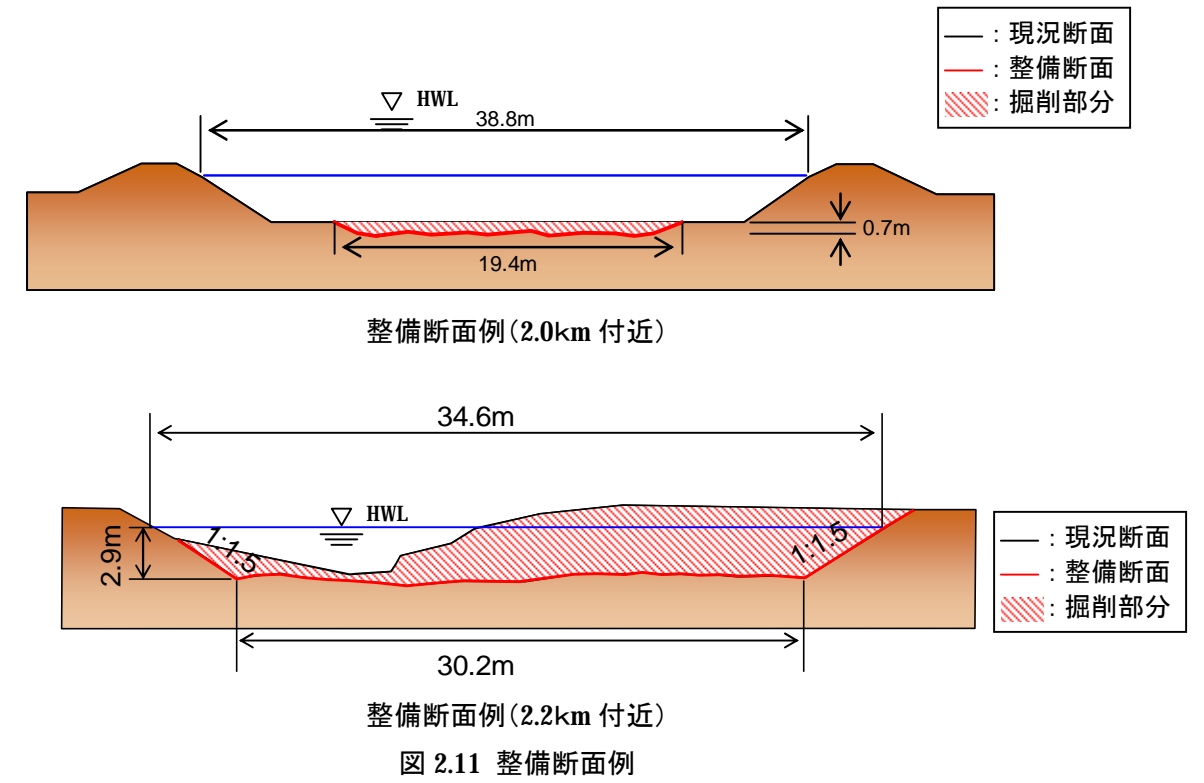


図 2.11 整備断面例

(6) 佐備川

佐備川では、表 2.7、図 2.12 及び図 2.13 に示すように時間雨量 50 ミリ程度による洪水を対象に整備を実施します。

表 2.7 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
⑥佐備川	三中橋～三中橋上流 (1.8km～1.9km)	河道拡幅及び河床掘削により流下能力を確保します。 河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、周辺環境との調和に配慮し、上下流の水生生物移動の連続性の確保に努めます。
	三中橋上流～本橋下流 (1.9km～4.2km)	耐水型整備区間として、流域市と連携し、土地利用誘導および浸水が想定される土地の居住者等に対して洪水氾濫・浸水の危険性を周知し、自主的な避難行動を促す等、ソフト対策に取り組みます。

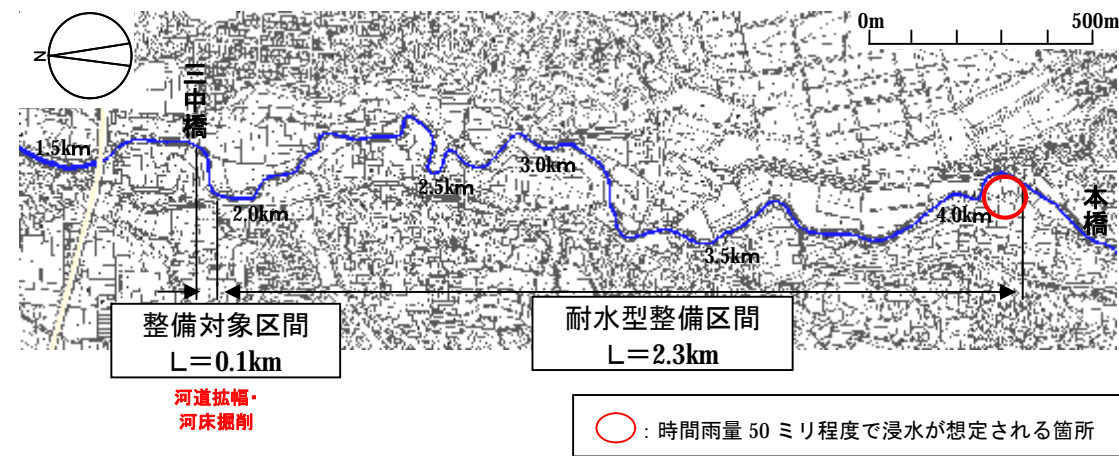


図 2.12 整備対象区間平面図

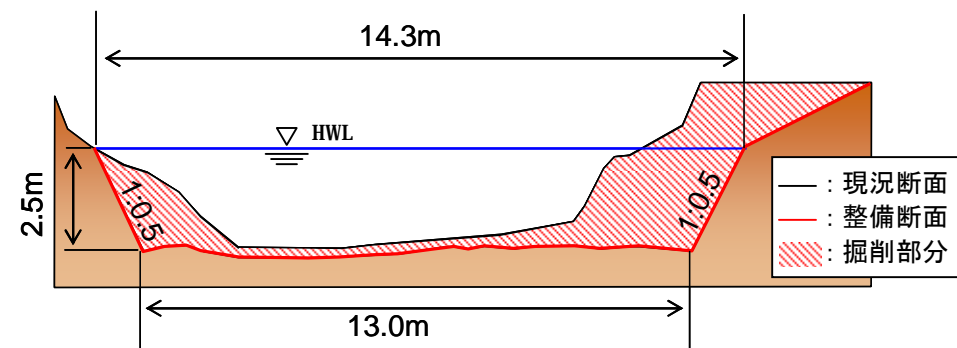


図 2.13 整備断面例(1.9km付近)

(7) 宇奈田川

宇奈田川では、表-2.8、図 2.14 及び図 2.15 に示すように時間雨量 80 ミリ程度による洪水を対象に整備を実施します。

表 2.8 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
⑦宇奈田川	宇奈田川橋上流 (0.1km～0.2km)	堤防嵩上げにより流下能力を確保します。

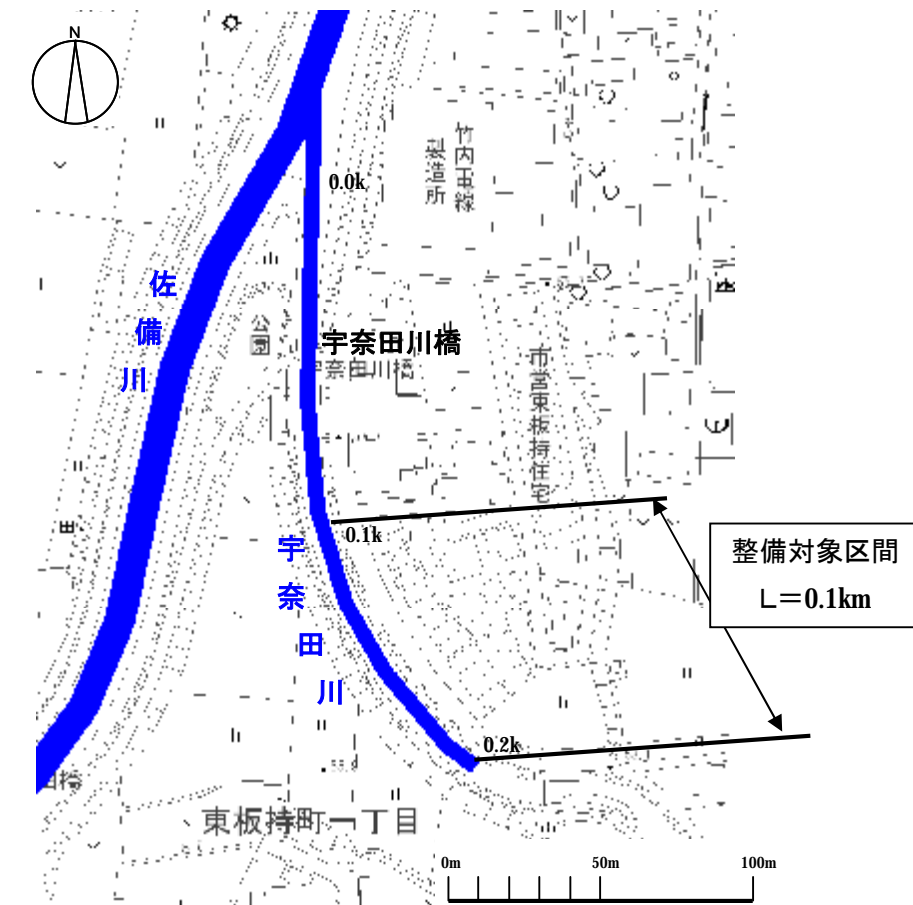


図 2.14 整備対象区間平面図

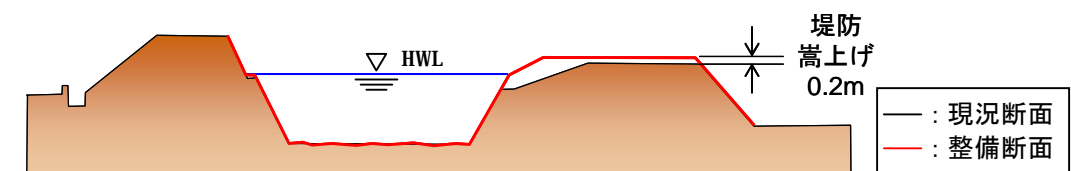


図 2.15 整備断面例(0.2km付近)



(8) 天見川

天見川では、表 2.9、図 2.16 及び図 2.17 に示すように時間雨量 50 ミリ程度による洪水を対象に整備を実施します。

表 2.9 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
⑧天見川	南海高野線橋梁下流 ～美加の橋下流 (1.0km～3.8km) 高橋～清瀬橋 (6.2km～7.1km)	河道拡幅及び河床掘削により流下能力を確保します。 河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、周辺環境との調和に配慮し、上下流の水生生物移動の連続性の確保に努めます。

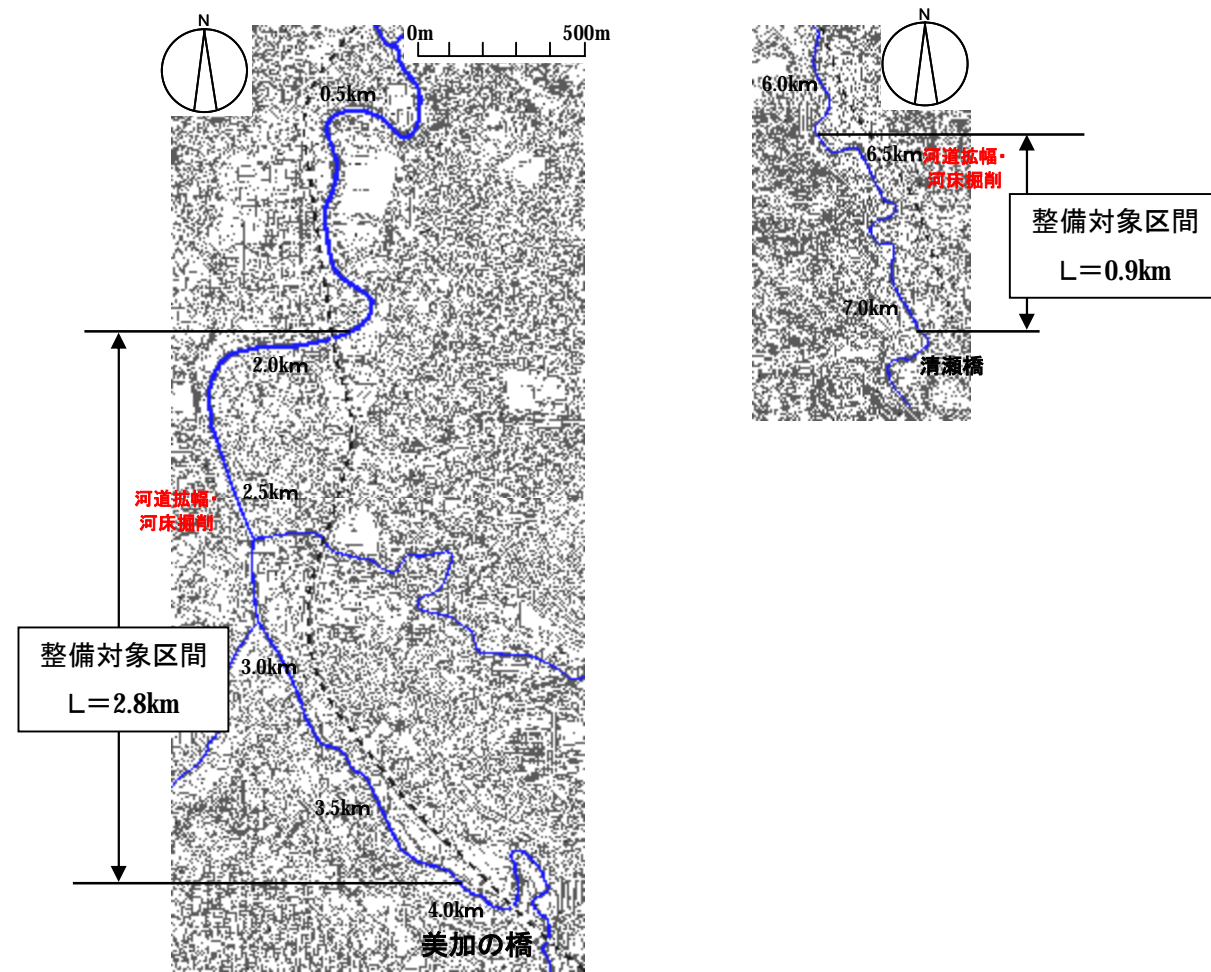
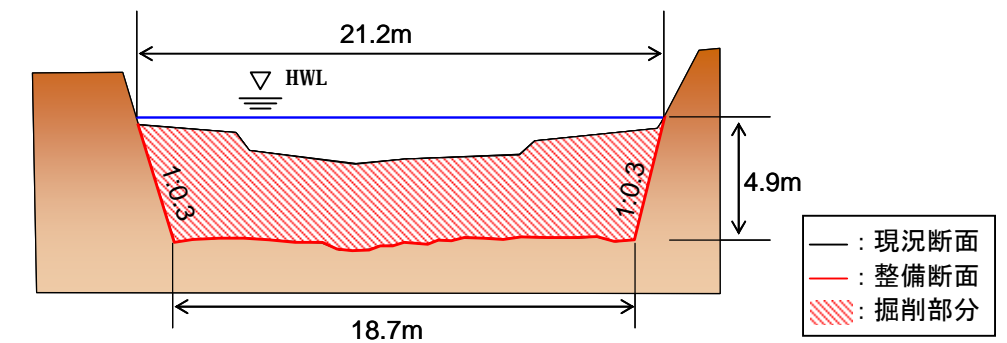
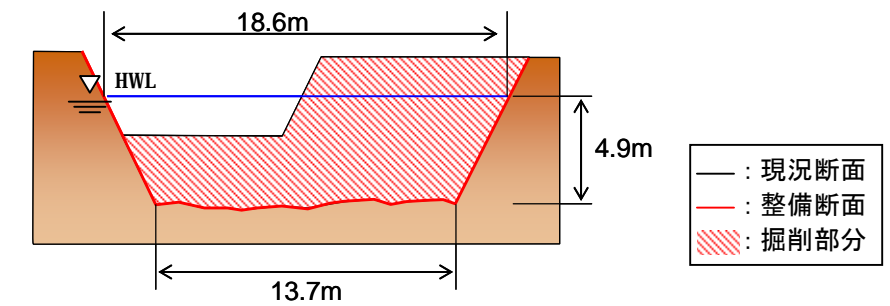


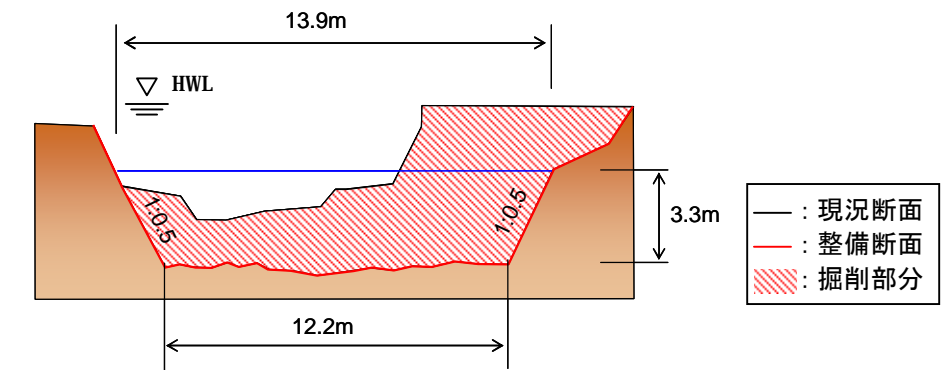
図 2.16 整備対象区間平面図



2.4km 付近 整備断面例



2.8km 付近 整備断面例



3.6km 付近 整備断面例

図 2.17 整備断面例

(9) 石見川

石見川では、表 2.10、図 2.18 に示すように、耐水型整備区間としてソフト対策を実施します。

表 2.10 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
⑨石見川	天見川合流点～南大門橋 0.0km～4.6km	耐水型整備区間として、流域市と連携し、土地利用誘導および浸水が想定される土地の居住者等に対して洪水氾濫・浸水の危険性を周知し、自主的な避難行動を促す等、ソフト対策に取り組みます。

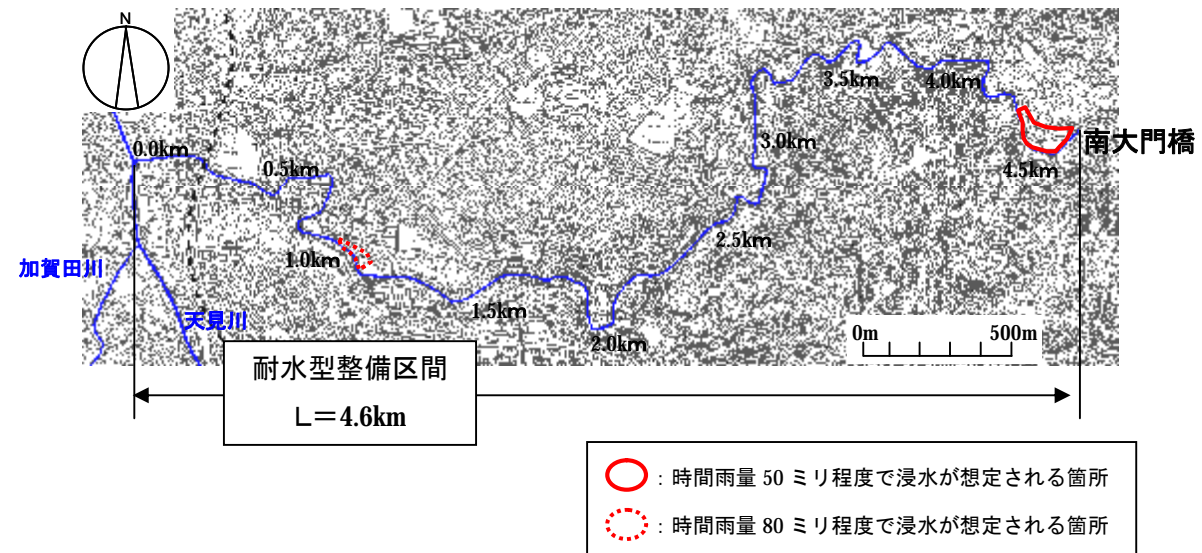


図 2.18 整備対象区間平面図

(10) 加賀田川

加賀田川では、表 2.11、図 2.19 及び図 2.20 に示すように時間雨量 80 ミリ程度による洪水を対象に整備を実施します。

表 2.11 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
⑩加賀田川	加賀田橋上流 (0.4km～0.6km)	河道拡幅及び河床掘削により流下能力を確保します。 河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、周辺環境との調和に配慮し、上下流の水生生物移動の連続性の確保に努めます。
	加賀田橋上流～矢伏橋 (0.6km～1.5km)	耐水型整備区間として、流域市と連携し、土地利用誘導および浸水が想定される土地の居住者等に対して洪水氾濫・浸水の危険性を周知し、自主的な避難行動を促す等、ソフト対策に取り組みます。

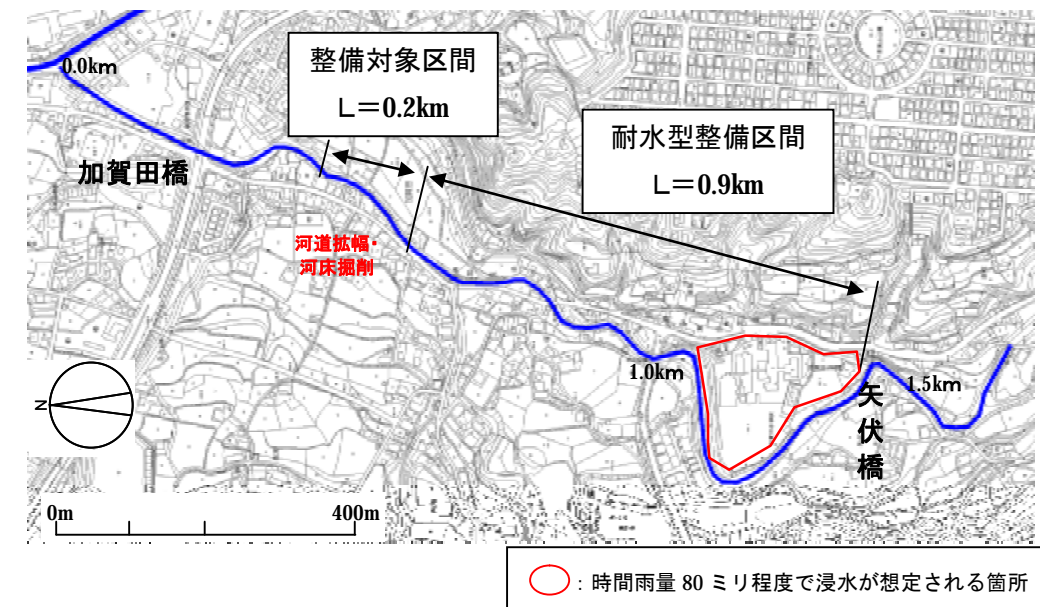


図 2.19 整備対象区間平面図

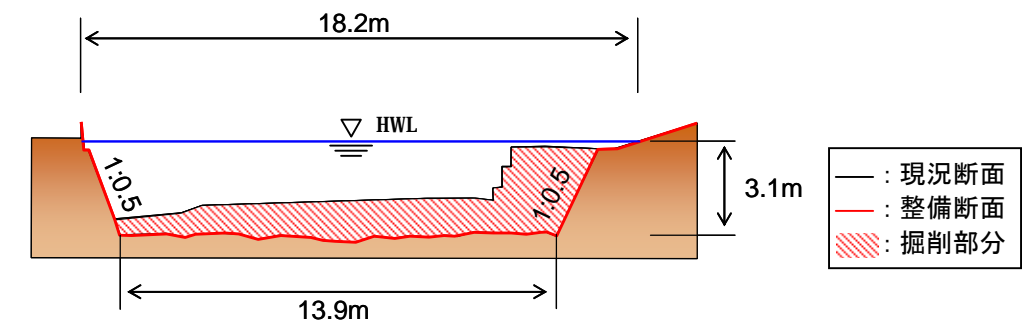


図 2.20 整備断面例(0.4km付近)



(11) 原川

原川では、表 2.12、図 2.21 及び図 2.22 に示すように時間雨量 80 ミリ程度による洪水を対象に整備を実施します。

表 2.12 整備対象区間と整備内容

河川名	整備対象区間	整備内容
①原川	原川橋～小松橋上流 (0.0km～1.82km)	河床掘削により流下能力を確保します。 河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、周囲の景観との調和に配慮し、上下流生物移動の連続性の確保に努めます。

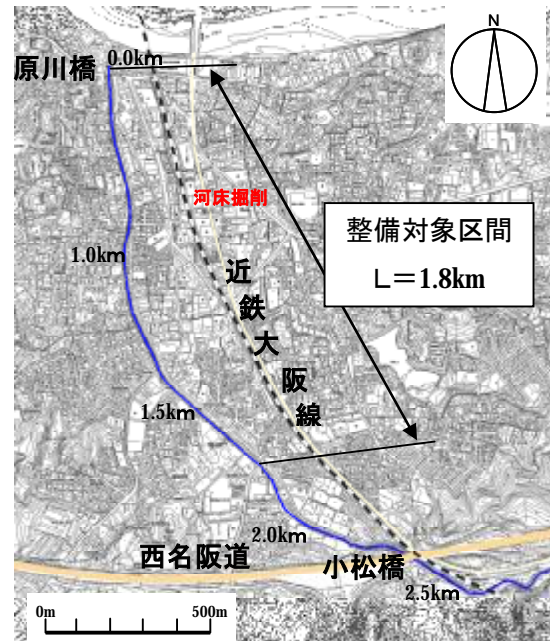


図 2.21 整備対象区間平面図

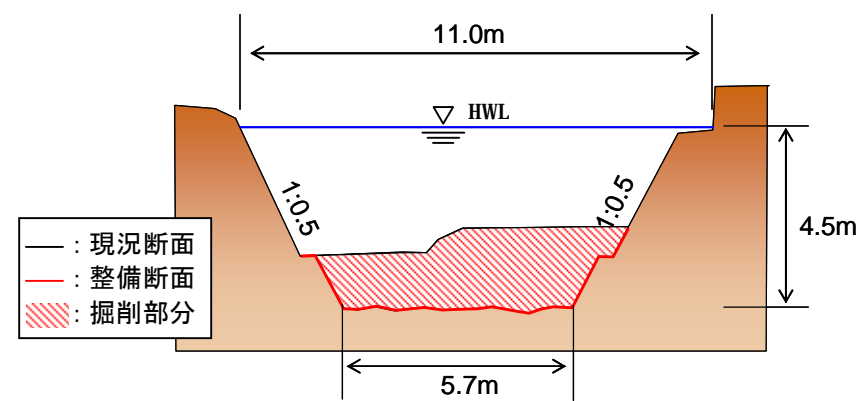


図 2.22 整備断面例(1.0km 付近)

## 2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能を維持し適正な河川管理を行うため、継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握や取水堰等の流水の利用実態の調査を行います。

## 3. 河川環境の整備と保全

河川環境の整備にあたっては、地域が主体となり、地域特性や生物の生息環境に応じた川づくりを推進し、多様な生物の生息・生育環境、景観等の保全、水質の維持に努めます。

## (1) 河川における連続性の確保

取水堰や落差工等の河川横断構造物の利用実態の把握に努め、利用実態のない取水堰の撤去や落差工の改善と併せて水域の連続性の確保に努めます。

石川で設置済みの魚道については、その機能が保持されるよう適切な維持管理に努めます。石川で設置済みの魚道については、その機能が保持されるよう適切な維持管理に努めます。石川本川・支川について、魚道が未設置の取水堰については、実現性、必要性、流域市町や地域住民の意見等より、総合的に魚道設置の検討を行います。

また、石川の各支川については、魚道設置の検討とともに、水生生物の生息状況の確認を行います。

## (2) 水質の改善

環境基準を満足することはもとより、多様な生物の生息・生育環境を保全するため、「大和川水環境改善計画」に基づき、流域市町村の環境部局における行政指導や下水道施設等による水質改善とともに、地域住民や学校、NPOと連携し、河川への生活排水による河川への負担軽減に向けた環境教育・学習の推進及び啓発活動等を進めることにより水質改善に努めます。

## (3) 自然環境・景観・親水性

河川環境の整備と保全に関しては、それぞれの流域が持つ歴史・文化・景観や多様な自然環境に配慮し、各地域の特徴を活かした河川整備を行います。

また、河川整備を実施する際には、整備区間の現地状況及び多自然川づくりの必要性を検討の上、瀬と淵、水際植生の保全・再生を行います。

地域住民が中心となった「アドプト・リバー・プログラム」等の活動が流域全体に広がり、多様な主体による流域全体での取り組みが展開するように努め、地域と行政の連携を図り、地域の望む魅力ある空間づくりを行います。

石川以外の支川で、護岸が急勾配で河道内へのアクセスが困難な河川では、安全対策と利用ルールを策定し、親水階段の設置等、アクセスの改善を図ります。

また、石川では、洪水時の取水堰倒伏に伴う水量急増による府営石川河川公園利用者の安全確保として、危険性に関する情報提供や警報装置の適切な運用、出前講座等の啓発活動を実施します。

石川ブロックでは、ゾーンごとの自然環境、景観特性に配慮した河川整備、環境の保全を行います。

石川下流エリア（市街地ゾーン-A）では、府営石川河川公園との調和を図り、環境学習の場としての活用、多種多様な生物が生息、生育する川づくりを行います。

大乗川（市街地ゾーン-A）では、周辺の環境と調和した河川環境整備を行います。

石川中流エリア（市街地ゾーン-B）では、多種多様な生物が生息、生育する川づくりを行い、川沿いの樹林を保全します。

天見川下流エリア（市街地ゾーン-B）川沿いの樹林を保全します。

飛鳥川（里地ゾーン-A）、梅川（里地ゾーン-A）、太井川（里地ゾーン-A）では、歴史性を演出した河川空間を整備、保全します。

千早川下流（里地ゾーン-B）、佐備川（里地ゾーン-B）、宇奈田川（里地ゾーン-B）では、棚田等の周辺景観と一体となった河川景観を保全します。また、住民が水と緑にふれあえる場づくりを行います。

石川上流エリア（山地ゾーン）、千早川（山地ゾーン）、では、多種多様な生物が生息、生育し、キャンプ場など自然に触れ合える場を保全します。

天見川上流（山地ゾーン）では、多種多様な生物が生息、生育する川づくりを行います。

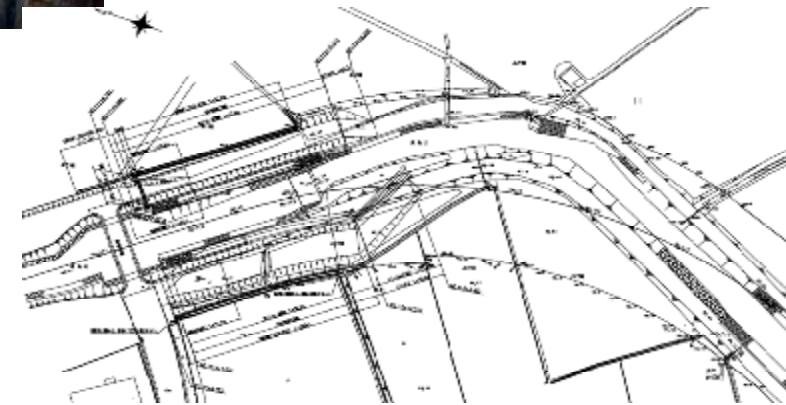


＜飛鳥川＞  
景観に配慮した河川整備を実施

里地ゾーンAの中で  
**歴史的町並みや史跡・  
文化財に配慮する箇所**



粗面ブロックを用いた護岸



☆護岸の明度の配慮を実施する  
明度(色の明るさ)は護岸が周辺の景観に  
対して明る過ぎず、周辺から目立つ存在  
になっていないことに留意する。  
※出典:多自然川づくりポイントブックⅢ

＜梅川＞  
多孔質の大型ブロックを使用することで植生回復を図る。

梅川



里地ゾーンA  
自然環境  
景観に配慮

## 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する治水、利水、環境等の機能を十分に発揮させるよう適切に行います。

## 1. 河川管理施設

平成25年6月の河川法改正により、河川管理者及び許可工作物の管理者は、河川管理施設、許可工作物を良好な状態に保つよう維持修繕しなければならないことが明確化され、更に河川法施行令により、有堤区間等については、1年に1回以上の適切な頻度で目視等により点検を実施することが定められました。

河川法の改正を受け、引き続き、堤防及び護岸等の河川管理施設の機能や河川の流下能力を確保するため、施設の定期点検や必要に応じた緊急点検を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、人命を守ることを最優先に、地先の危険度や土地利用状況などを考慮し優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行います。また、地域住民にも身近な河川管理施設の状況を伝えるため、それらの点検結果を公表します。許可工作物の管理者に対しても、河川法の改正に基づき、適切に点検を実施し、維持修繕を行うよう周知徹底していきます。

土砂の堆積、植生の繁茂については、その状況を定期的に調査し、水域と陸域の二極化の状況や河川の断面に対して阻害率の高い区間を把握するとともに、地先の危険度等を考慮して計画的に土砂掘削等の対策を行います。また、洪水により堤防等の河川管理施設が被災した際には、二次災害を防止するために応急的な対策を行い、出水後速やかに機能回復を行います。

河床低下については、護岸際の局所洗掘が護岸崩壊に繋がることから、現地の状況に応じ、捨石等による覆土を行う等、適切な工法により対策を実施します。

さらに、維持管理の基本となる河道特性や河川管理施設の情報を整理・蓄積し、河川カルテを作成するとともに維持管理計画を策定して、計画的かつ効率的な維持管理を行います。

河床変動については、点検結果やこれまでに集積したデータを基に、河床変動予測や、曲線部等河道を踏まえた分析等を行い、河川管理施設の適切な対策工法、実施のタイミングについて検討し、河川管理施設の長寿命化につながる対策に努めます。

堆積土砂の撤去にあたっては、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ、河床を一律に平坦にするのではなく、みお筋等に配慮し、全て除去せず一部残すなど、自然環境などに配慮します。



図 2.23 千早川災害時の復旧

## 2. 許可工作物

取水堰や橋梁等、河川管理者以外の者が管理を行う許可工作物については、施設管理者に対して許可工作物を良好な状態に保つよう河川管理施設と同等の点検及び維持、修繕の実施を指導するなど、河川の治水機能を低下させないよう適正な維持管理に努めます。

## 3. 河川空間の管理

河川空間の管理にあたっては、より一層、日常的に河川空間が活用され、多くの人が川に親しみ、愛着をもてるように、さまざまな地域団体の活動や教育機関と連携し、河川美化活動や環境学習の促進等に努めていきます。

河川区域で違法に行われている耕作、工作物の設置等を監視・是正するため、定期的に河川巡視を行うとともに、地域や関係機関との連携により監視体制を重層化します。

不法投棄等により放置されたゴミに対しては、河川巡視等において適宜回収するとともに、不法投棄を無くすために流域市町村と連携した河川巡視の実施や、地域住民、ボランティア団体、自治体等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより地域住民等の美化意識の向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。

河川清掃については、近年の川に対する関心の高まりとともに石川などにおいて、住民活動も活発に行われており、NPO や市民団体等と連携しながら進めています。また、河川はイベント活動や地域コミュニケーションの場として活用されていることを踏まえ、地域から要望のある箇所については、地域住民等と協議の上、急激な増水に対する注意喚起看板設置等の安全対策や利用ルールを策定し、親水空間整備箇所を安全に利用できる環境づくりを目指します。